

「千葉県中小企業等事業継続支援金」の対象月の変更について

長引く感染症の影響により、売上が大きく減少している中小企業等を支援する「千葉県中小企業等事業継続支援金」について、緊急事態宣言が9月12日まで延長されることを踏まえ、以下のとおり対象月を変更します。

1 千葉県事業継続支援金の対象月の変更について（下線が変更部分）

（1）支援金A（幅広い事業者を対象とした支援分）

【対象者】

感染症の影響により、※令和3年4月～9月までのいずれかひと月の売上が、令和元年又は令和2年の同月比で30%以上減少した中小企業者等

※下線部の変更前：令和3年4月～8月

【支給額】

法人20万円、個人事業者10万円（いずれも1回限り）

（2）支援金B（酒類販売事業者への上乗せ支給分）

【対象者】

まん延防止等重点措置等に伴う飲食店への酒類の提供停止を含む時短要請等の影響を受け、※令和3年4月～9月までの期間について、各月の売上が前年又は前々年の同月と比較して、70%以上減少した酒類販売事業者

※下線部の変更前：令和3年4月～8月

【支給額】

法人20万円／月（※4月から9月の6ヵ月で最大120万円）

※下線部の変更前：4月から8月の5ヵ月で最大100万円

個人10万円／月（※4月から9月の6ヵ月で最大60万円）

※下線部の変更前：4月から8月の5ヵ月で最大50万円

ただし、売上減少額から国の月次支援金の上限額（法人20万円／月、個人10万円／月）を控除した額が、上記金額に満たない場合は、その額を上限とし、支給額は各月ごとに算定する。

※なお、9月分の申請については、10月以降から受付を開始します。

2 予算について

既定予算（143億1千万円）で対応